

# 議員と語りかい 報告書

(環境福祉常任委員会) (1) (No.1)

開催日時	平成26年7月 8日(火)曜日 13時00分 ~ 15時40分		
開催場所	議会棟4階 第4委員会室		
団体名	霧島市児童クラブ連絡会	参加人数 (男:女)	21人 (5:16)
出席議員 (8)人	時任 英寛、宮本 明彦、徳田 修和、中村 満雄、植山 利博、 今吉 歳晴、蔵原 勇、宮内 博		
役割分担	班 長(時任 英寛) 副班長(宮本 明彦) 記録係(宮本 明彦)		
テーマ及び具 体的な内容	これからの学童保育を考えるために 「子ども・子育て支援新制度 ~放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準(省令)~」の事業計画と条例化に向けた学習会と意見交換		

## <委員長あいさつ>

日頃より子育て政策の一翼を担っていただきありがとうございます。子ども子育て支援法の制定により、市としても9月定例会での条例整備を目指している。忌憚ない御意見を聴かせていただきたい。

## <霧島市児童クラブ連絡会会長あいさつ>

条例制定の重要な時期に来ている。私たちが考えていることとお話し、いい制度ができるようしていただきたい。

## <事務局長説明>

持参された資料のうち、連絡会側より主に資料18、16、9、11、20について説明があった。

### ・「子ども・子育て支援法」要旨(資料18)

- ① 「地域子ども・子育て支援事業」(市町村事業)に位置づけられた
- ② 「市町村子ども子育て支援事業計画」の策定が市町村に義務付けられた
- ③ 学童保育への補助金が「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき支出される交付金となった
- ④ 交付金は、国から市町村への直接補助となった
- ⑤ 市町村に「子ども・子育て会議」を設置し、事業計画・推進方策の検討を行うこととなった
- ⑥ 処遇の改善の措置が必要となった

・児童福祉法改正による変更点（資料18）

- ① 対象児童が6年生までになる
- ② 市町村への事前の届け出が必要となる
- ③ 学童保育の基準を条例で定め、「指導員の資格」「配置基準」は国の基準に従うことになる
- ④ 市町村長は、基準維持のため、実施者に報告を求め、検査などを行う
- ⑤ 市町村は、公有財産の貸付け等を積極的に行う
- ⑥ 市町村は、情報の収集、提供、相談、助言、あっせん、調整を行う

・条例化に向けたチェック要望項目は以下の通り。

- ① 公的責任があいまい（資料16）
- ② 最低基準がつくられてない（資料16）
- ③ 予算措置があいまいで、補助金も少ない（資料16）
- ④ 指導員の効果は不安定で、劣悪な雇用条件になっている（資料9）
- ⑤ 従うべき基準と参酌すべき基準の位置づけ（資料20）
- ⑥ 最低基準の整備を市が行うよう条例に定めていただきたい（資料20）
- ⑦ 非常時災害、事故発生等に対する責任が不明確（資料20）
- ⑧ 専用区画の面積が狭い（1.65㎡/児童）（資料20）
- ⑨ 専用区画に事務所、トイレ、保養室等が含まれるのか不明確（資料20）
- ⑩ 児童数40人の単位は多い。30人が適当（資料20）
- ⑪ 定員制になると融通が付きづらい（資料20）
- ⑫ 開所時間なのか、児童受け入れ時間なのか不明確（資料20）
- ⑬ 個人情報の使用の明確化を（資料20）
- ⑭ 学校～学童間の責任の所在も明確に（資料20）
- ⑮ 5年後の見直しも条文に入れてほしい（資料20） など

<意見交換会での主な意見>

Q【議員】：消費税が10%に上がったからの措置になるが、指導員の労働条件をどう見ているのか？

A（連絡会）：交付金の算定が東京都の臨時職員単価でされているようだ。雇用形態も3タイプあり、賃金がどのくらいになるのか見えない。鹿児島県は、内閣府の緊急保育事業の申請もしていない。また、一括交付金となるため中味が見えないことになる。

Q：交付金の割り振りは、市の裁量で決まる。執行部と打ち合せをしているのか？

A：委員会に2名入っている。声を聞くよう要求しているが応じてくれない。

Q：条例制定前に、要望は伝えているのか？

A：情報交換はしている。市町村・事業者の責任・権限が、現状、明確ではない。

- ・指導員の実務は4～5時間では収まらない。資質を高め、研修も必要となるが、職業として、これで生活したい。

・設置後10年経つが、学童の運営から卒業できない。一回係わるといつまでも責任がつきまとう。

Q：指導員は何人いるのか？資格を持っている方は何人いるのか？

A：924人中、674人。全員資格を持ってない施設もある。資格者を入れたい。

Q：ボランティアから始まって、今回の省令で、学童保育が位置づけられた。どの学童でも同じ保育が可能となる。今後の調査・研修は必要と認識する。雇用責任者はどこが多いのか？

A：全国で言うと、公立が4割、法人が2割などである。市の責任が大きくなり、公立になる可能性もあると思う。

Q：保育園の民営化を進めているため、公立化と相反することになる。議論要。

以下、出席者のご意見

- ・指導者5人で運営している。障がい者につききりの部分もあり、一人ひとりに声が掛けられたかなといつも考えている。
- ・県立学校の先生方は、2,700円/時間位もらっている。現状は、大分少ない。
- ・1年生から6年生まで同じ部屋になる。
- ・庭がほしい。
- ・全員有資格者で、雇用保険のみ。社会保険もかけてはいるが継続は難しい。雇用計画もあるため、交付金額は早く知らせてほしい。
- ・資格を持ってないため、このまま続けられるのか心配。施設も古く、事務所もない。庭はあるが石ころだらけ。
- ・障がい者もいるが、全くのボランティアでの運営となっている。
- ・最低基準が決まれば、やめざるをえない施設も出るのでは。雇用・社会保険も弾力的な運営ができるようにしてほしい。
- ・夏休み、冬休みに児童が多くなり、断っている状況。
- ・市の単独補助が、6割カットが続いており経営が苦しい。
- ・隣接校区からも来ている。送迎の交通費を免除している。
- ・特別支援の児童、発達障がいの児童もいる。

Q：塾やスポーツクラブとの違いは？

A：学童は「保育」がメインであり、勉強・スポーツを教えるところではない。生活の場の中に宿題があるため、宿題を済ませるようにするが、教えることはできない。

Q：地域とのかかわりは？

A：公民館で行っているため、地域との関わりは深い。ただ、地域との関わりを持ってない学童もある。

・指定管理になると潰れるところも出ている。子どもを休ませる場所もない、事務所もないなど、現場を見て、話を聞いてほしい。

以上